

J A M

政策NEWS

2020年6月15日 第2020-19号

【発行】J A M

【発行責任者】中井 寛哉

【編集】総合政策グループ

Tel 03-5860-6150

E-Mail : seisaku@jam-union.jp

※アドレスが変わりました。

COVID-19関連 雇用調整助成金

日額の上限額15,000円に引き上げ

～特例措置の期間が4月1日から9月30日まで延長されます～

6月12日に新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律が成立しました。これに伴い、雇用調整助成金の更なる拡充が行われました。

主な拡充は、①助成額の1人1日あたりの上限額を15,000円に引き上げ（月額上限額33万円）、②中小企業で解雇等をせず雇用を維持している場合の助成率を10/10に、③特例措置の期間が4月1日から9月30日までに延長、などです。助成額が引き上げられたことで、4月1日までさかのぼって、追加支給が行われます。

【厚生労働省・雇用調整助成金の情報ページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

支給申請し、すでに支給された・これから支給決定される場合、追加の申請は必要なく、労働局等で再計算し追加支給が行われます。

また、過去の休業手当を見直し（増額し）、差額の休業手当を従業員に支払った場合、追加支給の手続きを行えば、差額が支給されます。追加支給に必要な書類等については、3～4ページに添付の資料をご参照ください。

今回の拡充によって、簡易版ガイドブックも更新されています。以下の厚労省のページからダウンロードできます。

＜今回拡充された主な事項＞

1. 助成額の上限額の引き上げ及び助成率の拡充について

(1) 助成額の上限額を8,330円から15,000円に引き上げ

2020年4月1日から9月30日までの期間の休業及び教育訓練について、企業規模を問わず雇用調整助成金の1人1日あたりの上限額を15,000円に引き上げられました。

(2) 解雇等を行わない中小企業の助成率を10/10に引き上げ

解雇等をせずに雇用を維持している中小企業の休業及び教育訓練に対する助成率が、一律10/10に引き上げられました。

	現行(4/1～6/30)	見直し後(4/1～9/30)
助成額	1日8,330円が上限	1日15,000円が上限
助成率	<input type="radio"/> 大企業:2/3 <input type="radio"/> 中小企業:4/5 ※解雇等がない場合 <input type="radio"/> 大企業:3/4 <input type="radio"/> 中小企業:9/10 【中小企業特例】(4/8～6/30) ・休業要請を受け休業する等、一定の要件を満たす場合 10/10 ・休業手当支払率が60%超の場合は超えている部分は10/10	<input type="radio"/> 大企業 2/3(変更なし) <input type="radio"/> 中小企業 4/5(変更なし) ※解雇等がない場合 <input type="radio"/> 大企業 3/4(変更なし) <input type="radio"/> 中小企業 10/10

(3) 適用について (詳細は3~4ページをご覧ください)

① (1) 及び(2) の引上げ及び拡充については、既に申請済みの事業主についても、以下の通り、2020年4月1日に適応となります。なお、労働局・ハローワークで追加支給分(差額)を計算するので、再度の申請手続きは必要ありません。

- 1 既に雇用調整助成金の支給決定がなされた事業主
⇒ 後日、追加支給分(差額)が支給されます。
- 2 既に支給申請をしているが、雇用調整助成金の支給決定がなされていない事業主
⇒ 追加支給分(差額)を含めて支給されます。

② 上記の1又は2の事業主が過去の休業手当を見直し(増額し)、従業員に対して追加で休業手当の増額分を支給した場合には、当該増額分についての追加支給のための手続が必要となります。

2. 緊急対応期間の延長について

緊急対応期間を3か月延長し、2020年4月1日から同年9月30日までになりました。

緊急対応期間中の特例措置(※1)とあわせて、緊急対応期間前から講じている特例措置(※2)についても期間延長になります。

(※1) 緊急対応期間中の特例措置

- ・生産量要件の緩和(確認期間3か月→1か月で5%減)
- ・助成対象の拡充(雇用保険被保険者でない労働者も助成金の対象)
- ・助成率の引上げ
- ・支給限度日数の特例など

(※2) 緊急対応期間前からの特例措置

- ・クーリング期間の撤廃
- ・被保険者期間要件の撤廃など

3. 出向の特例措置等について

雇用調整助成金の支給対象となる出向については、出向期間が「3か月以上1年以内」とされていますが、緊急対応期間内は、「1か月以上1年以内」に緩和されました。

なお、(公財)産業雇用センターでは、新型コロナウイルス感染症への対応として、「雇用シェア(在籍出向制度)」を活用して従業員の雇用を維持する企業を支援するため、「雇用を守る出向支援プログラム2020」を開始しています(詳細は5ページをご覧ください。)

以上

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主の方へ

令和2年6月12日

雇用調整助成金の受給額の 上限を引き上げます

受給額の上限を引き上げます
(1人あたり日額8,330円⇒15,000円)

企業規模にかかわらず、
すべての事業主に適用

解雇等せず雇用の維持に努めた中小企業への助成率を
10/10 (100%)に拡充します

- 令和2年4月1日から9月30日までの期間を1日でも含む賃金締切期間
(判定基礎期間)が対象です
- すでに受給した方・申請済みの方にも適用されます (裏面へ) <様式は[こちら](#)>
- これから支給申請を行うものは、厚労省HPの様式をご活用ください
- 雇用調整助成金だけでなく、緊急雇用安定助成金も対象です



「解雇等をせず雇用維持に努める」とは

- ・ 令和2年1月24日から賃金締切期間(判定基礎期間)の末日までに、解雇等を行っていないこと
(解雇とみなされる有期雇用労働者の雇止め、派遣労働者の事業主都合による中途契約解除等を含みます。
また、新型コロナウイルス感染症を理由とする解雇も含まれます)
- ・ 賃金締切期間(判定基礎期間)の末日時点の従業員数が、令和2年1月24日から賃金締切期間
(判定基礎期間)の末日までの各月末時点の従業員数の平均の5分の4以上であること

(裏面へつづく)

追加支給について

支給申請はお済みでまだ支給決定されていない事業主の方

- 追加支給の手続きは「不要」です
- 差額（追加支給分）も含めて支給します

※ 審査の状況によっては、差額（追加支給分）を令和2年7月以降順次お支払いする場合があります。

すでに支給決定された事業主の方

- 追加支給の手続きは「不要」です
- すでに支給した額との差額（追加支給分）は後日支給します
差額（追加支給分）は令和2年7月以降順次にお支払しますので、
今しばらくお待ちください

支給申請がお済みの事業主の方で、過去の休業手当を見直し（増額し）

従業員に対し、追加で休業手当の増額分を支給した事業主の方

- 追加支給の手続きが「必要」です
- 令和2年9月30日までに次の書類をご提出ください
「再申請書（様式）」、「支給要件確認申立書（様式）」
「支給決定通知書の写し」、「増額した休業手当・賃金の額がわかる書類」
「休業させた日や時間がわかる書類（対象労働者を増やした場合）」



現在、非常に多くの申請をいただき順次審査をしていることから、お問い合わせを
いただいても、個別の手続きの状況や支給決定日などをお示しできない状況です。

大変申し訳ございませんが、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

また、追加支給を希望しない場合は、お手数ですが、下記「申請・お問い合わせ先」
までご連絡ください。

申請・お問い合わせ先

都道府県労働局・ハローワーク

ご不明な点は、最寄りの都道府県労働局 職業安定部職業対策課（助成金センター）
およびハローワークまでお問い合わせください。

雇用調整助成金

検索

雇用シェア（在籍型出向制度）を活用して、従業員の雇用を守る企業を無料で支援します

公益財団法人 産業雇用安定センター

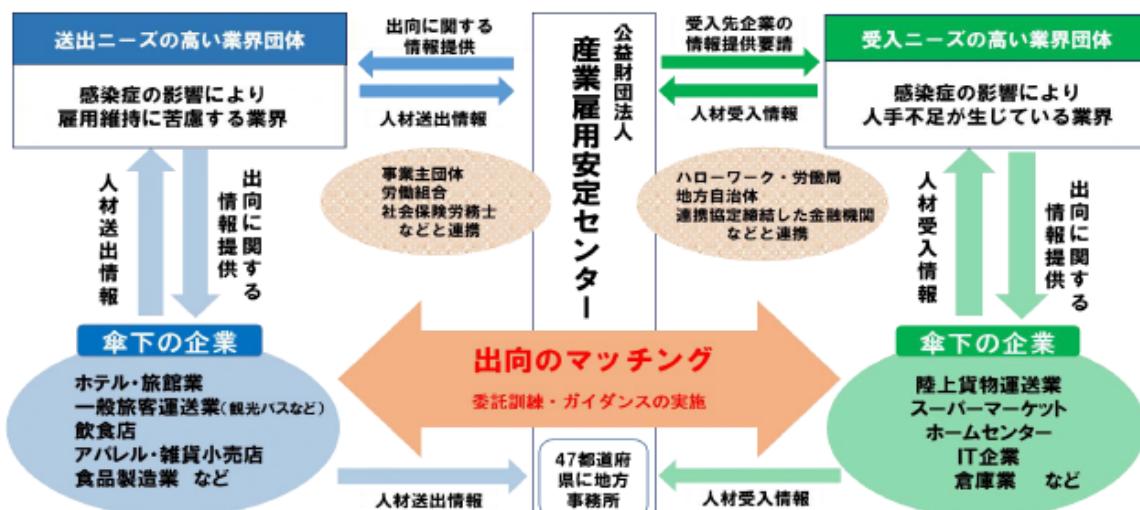
概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に雇用過剰となった企業が従業員の雇用を守るために、人手不足等の企業との間で雇用シェア（在籍型出向）を活用しようとする場合に、双方の企業に対して出向のマッチングを無料で行います。（以下「雇用を守る出向支援プログラム2020」をご参照ください）

雇用を守る出向支援プログラム2020

～雇用シェア（在籍型出向制度）を活用して一時的に休業している労働者の雇用を守ります～

産業雇用安定センターは、新型コロナウイルス感染症の影響等により一時的に雇用過剰となった企業が雇用を守るために、人手不足の企業等との間で雇用シェア（在籍型出向制度）を活用した出向支援を無料で行います。



お問い合わせ先

(センターHP)

全国47都道府県の県庁所在地に当センターの事務所があり、無料にて企業からのご相談を承ります。



産業雇用安定センターとは

産業雇用安定センターは、企業間の出向や移籍を支援することにより「失業なき労働移動」を実現するため、1987年に国と事業主団体等が協力して設立された公益財団法人です。設立以来、21万件以上の出向・移籍の成立実績があります。



公益財団法人 産業雇用安定センター

業務部 業務管理課

☎ 03-5627-3600